騒音・振動について

騒音に係る環境基準について（平成24年改正　環境省）

環境基準　出展　環境省HP「騒音に係る環境基準について」環境省

1　環境基準は地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が指定する。

2　豊前市騒音規制法関係

区域	騒音規制地域の区域の区分	昼	朝・夕	夜
第1種区域(緑色)	良好な住民の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域	50dB	45dB	45dB
第2種区域(黄色)	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	60dB	50dB	50dB
第3種区域(桃色)	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	65dB	65dB	55dB
第4種区域(青色)	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域	70dB	70dB	65dB

昼・・・午前8時～午後7時まで

朝・・・午前6時～午後8時まで

夕・・・午後7時～午後11時まで

夜・・・午後11時～翌日の午前6時まで

3. ［既設発電所の騒音測定地点］

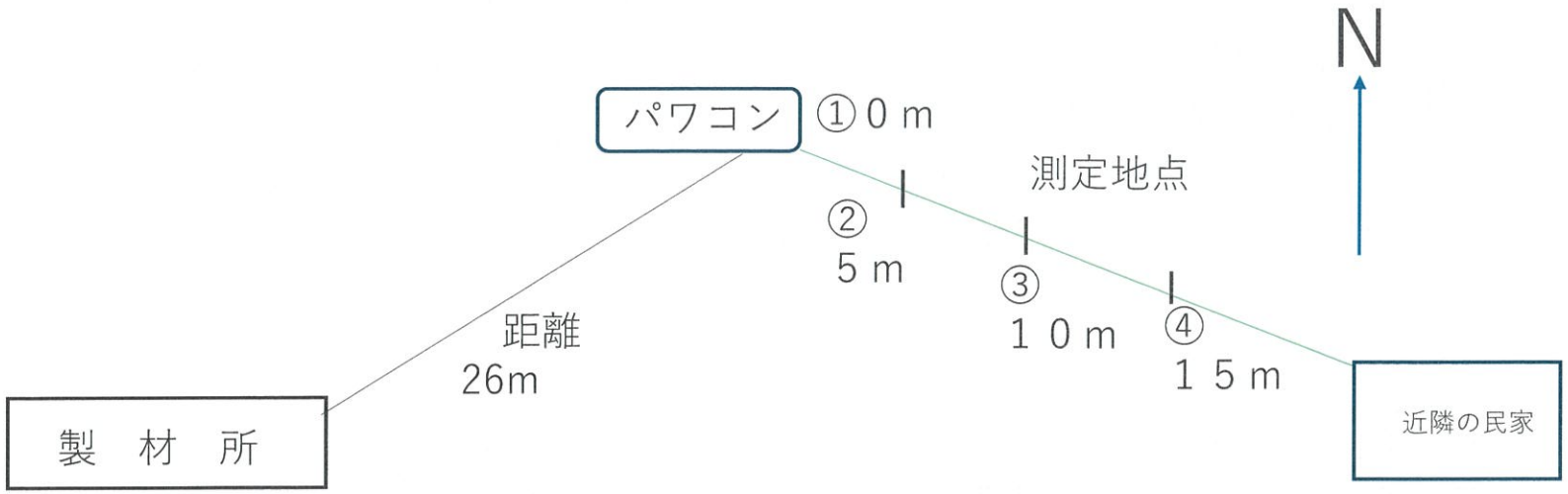

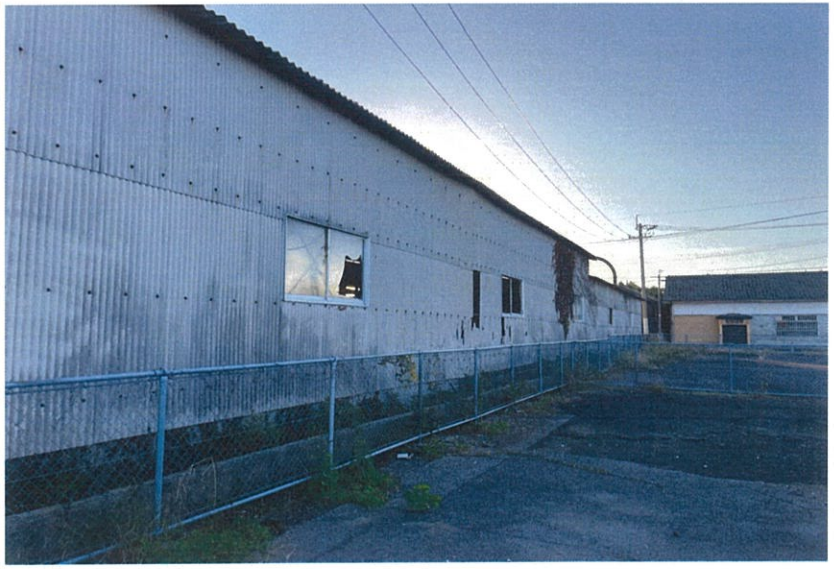

4. ［既設発電所の騒音測定実測値］

地点	①	②	③	④
PCSからの距離	0m	5m	１０ｍ	１５ｍ
デシベル数	50.2dB	64.7dB	64.3dB	62.8dB
騒音レベル	―	第3種区域	第3種区域	第3種区域
聞こえ方	パワコンの運転音はモスキート音程度	近隣の製材所の材木乾燥器の騒音でパワコン音は聞こえない	同左	同左
現地写真				

音圧レベル	音の例示
30dB	郊外の深夜のささやき声
40dB	市内深夜、図書館
50dB	静かな事務所
60dB	静かな乗用車、普通の会話
70dB	電話のベル、騒々しい社内
80dB	地下鉄、電車の車内
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
100dB	電車が通る時のガード下
110dB	自動車の警笛
120dB	飛行機のエンジンの近く

既設発電所におけるパワーコンディショナーの騒音実測値は近隣の製材所操業音を含め最大で64.7dBで、豊前市の騒音規制基準（第3種区域）の65dB以下をクリアしております。尚、稼働時間は発電をしている日中に限定されます。　（6時～17時）

豊前市全図I

騒音規制区域図

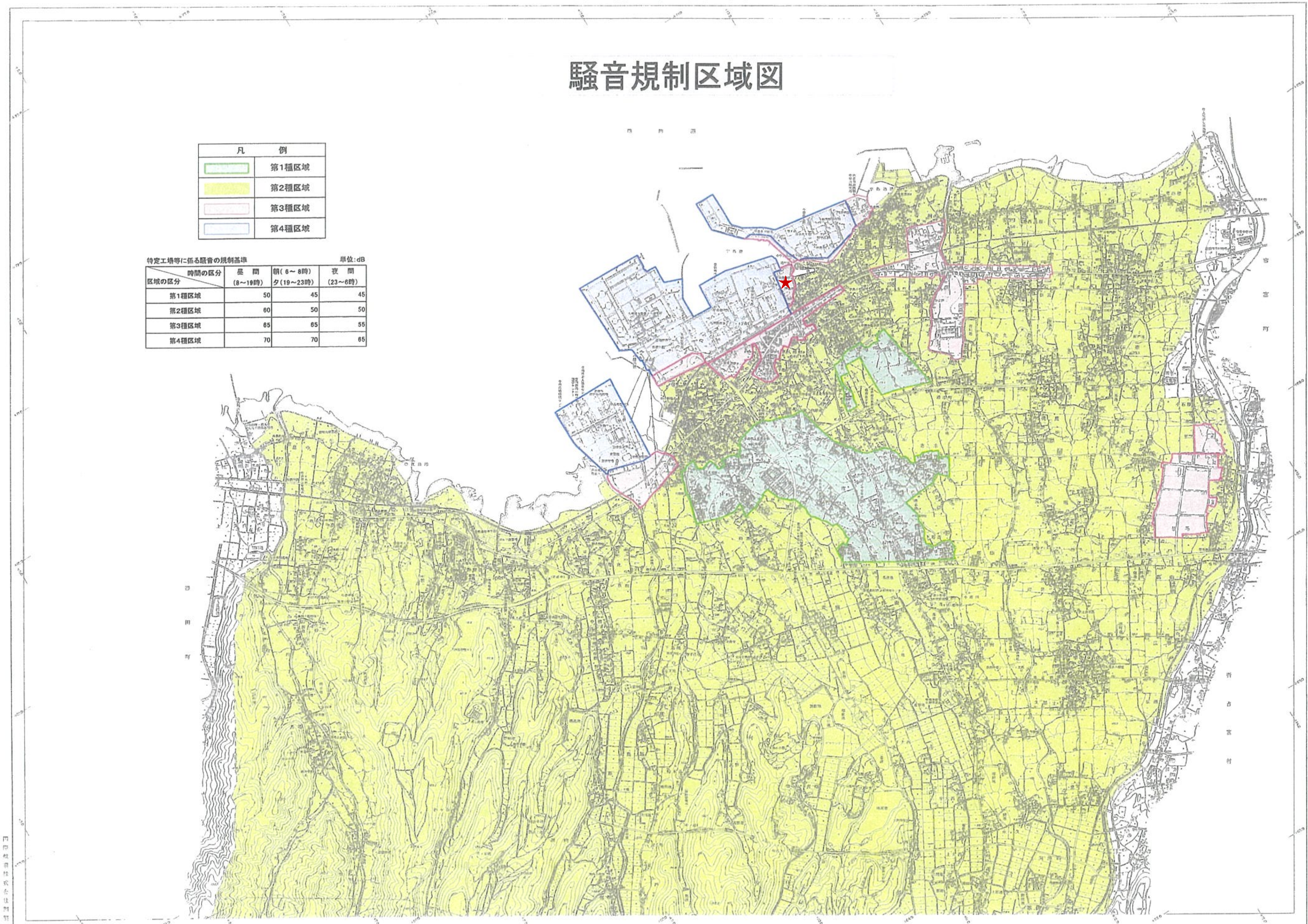

凡例	
(緑枠)	第1種区域
(黄色)	第2種区域
(赤枠)	第3種区域
(青枠)	第4種区域

特定工場等に係る騒音の規制基準　　単位:dB

時間の区分 / 区域の区分	昼間 (8～19時)	朝(6～8時) 夕(19～23時)	夜間 (23～6時)
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	50
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65